

第9回 戸田市立中学校における部活動の地域展開及び地域連携に係る検討委員会 次第

日時：令和8年8月28日（金）

15時00分～16時30分

場所：戸田市役所 5階 501会議室

司会：教育政策室副参事兼指導担当課長 田野 正毅

1 開会

2 委員長挨拶（戸田市教育委員会教育部長 川和田 亨）

3 説明および報告

（1）前回の振り返り及び実証事業（陸上）の進捗について

（2）関係者への周知・広報について

4 協議

（1）指導者の指導体制の確保について

（2）認定地域クラブの認定スキームについて

5 閉会

【次回の予定】

次回の検討委員会は令和8年10月30日（金）15:00～16:30に開催予定です。

第9回 戸田市立中学校における 部活動の地域展開及び地域連携に係る 検討委員会



日時：令和8年8月28日（金） 15時～16時30分
場所：戸田市役所 5階 501会議室

委員一覧

(委員長：川和田亨教育部長)

- | | |
|--|---------------------------------------|
| (1) 小学校長会
山根 淳一 (喜沢小学校 校長) | (11) 市民生活部文化スポーツ課長
金澤 哲 |
| (2) 中学校長会
片岡 昭博 (戸田東中学校 校長) | (12) 戸田市スポーツセンター所長
赤坂 直樹 |
| (3) 小学校体育連盟 会長
武藤 昌博 (戸田第一小学校 校長) | (13) 教育委員会学務課長
新井 宏和 |
| (4) 中学校体育連盟 会長
渡部 淳子 (新曽中学校 校長) | (14) 教育委員会生涯学習課長
石橋 晴美 |
| (5) 中学校体育連盟 副会長
井原 聡 (戸田東中学校 教頭) | (15) 教育委員会総務課長
重信 雄太 |
| (6) 中学校体育連盟 理事長
清水 文雄 (美笹中学校 教諭) | (16) 次長兼教育委員会教育政策室長
片境 俊貴 |
| (7) 戸田市公立学校PTA連合会
中村 克哉 (戸田南小学校 PTA会長) | (17) 副参事兼教育委員会教育政策室担当課長
田野 正毅 |
| (8) 戸田市スポーツ協会 副会長
萩原 哲夫 | (18) 教育委員会教育政策室主幹(事務局)
菊地 孝徳・中里 直之 |
| (9) 戸田市スポーツ少年団 副本部長兼事務局長
須田 真司 | (19) 部活動コーディネーター
板橋 哲 |
| (10) 戸田市総合型地域スポーツクラブ代表
小肥 知広 (NPO法人ワールドスポーツファミリー) | |

第9回（令和8年8月28日）の内容

説明および報告

- （１）前回の振り返り及び実証事業（陸上）の進捗について
- （２）関係者への周知・広報について

協議

- （１）指導者の指導体制の確保について
- （２）認定地域クラブの認定スキームについて

説明および報告

（１）前回の振り返り及び実証事業（陸上）の進捗について

第8回（令和8年7月10日）の振り返り

説明および報告

- （１）前回の振り返り及び実証事業（ボート）の進捗について
- （２）地域クラブの拠点・活動イメージについて

協議

（１）令和9年度以降の運営体制について

- 文化スポーツ財団より、統括コーディネーター団体を担う可能性についてプレゼン
 - ・事業の安定性や継続性、行政（地域）との連携、公平性などについて、強みがある
 - ・費用の安さだけでなく、指導体制をどう担保していくかも重要であるという意見
- ⇒文化スポーツ財団より、指導体制の確保について説明いただく

（２）受益者負担の目安について

- 直営クラブは月額3,000円、自主運営クラブはクラブごと設定してはどうか
 - ・これまでほぼ無料だった部活動と比べると、負担が大きく感じるという意見
 - ・「部活動の延長」ではなく、「新たに地域クラブが始まる」ことを正しく伝える必要があるのでは
- ⇒持続可能性の視点も踏まえ、参加しやすい金額設定について引き続き検討

令和8年度 休日地域クラブ実証事業の運営体制

戸田市教育委員会

認定
指導助言等

委託

株式会社
オークスベストフィットネス



支援

管理・
運営

陸上クラブ

- 市の定める認定要件のもと、
自主的に運営できる地域クラブ

NPO法人
ワールドスポーツファミリー

ボートクラブ

- 市が設置した統括コーディネーター
団体が直接管理・運営を行う
地域クラブ

株式会社オークス
ベストフィットネス



戸田市認定地域クラブ

部活動

- 外部人材の積極的活用
 - ・部活動指導員
 - ・部活動ボランティア
 - ・部活動サポート事業 など
- ◎校区を越えた部活動の試行
 - ・地域クラブとの合同練習
 - ・合同部活動 など

民間等のスポーツ・
文化芸術活動

陸上クラブの活動スケジュール

令和8年度 **全20回**

実施場所：戸田市スポーツセンター
陸上競技場 他

スポーツセンターの
許可を得て、
7:00～9:00で利用
・暑さ対策
・専有利用
・用具が使用可能

8月 1日(土)
合同部活動として実施

9月 12日(土)
21日(月祝)

10月 3日(土)
17日(土)
31日(土)

11月 3日(火祝)
21日(土)
28日(土)

12月 12日(土)
19日(土)
26日(土)

1月 9日(土)
23日(土)
30日(土)

2月 13日(土)
20日(土)
27日(土)

3月 13日(土)
22日(月祝)

8月1日（土） 合同部活動について

○目的

9月からの合同地域クラブの前に、校区を越えて一緒に練習する経験をすることで、生徒や顧問の先生に地域展開後のイメージをもってもらい、成果と課題を探りつつ、参加者の心理的ハードルを下げる。

○指導者

- ・ワールドスポーツファミリー
小肥さん、松田さん
- ・顧問の先生方
- ・部活動指導員

○参加者

- ・陸上部の生徒 106名



8月1日（土） 合同部活動の様子



現在の登録状況について（8月24日現在）

	ボート	陸上
活動開始日	6月6日（土） ※保護者説明会・見学会も同時開催	9月12日（土） ※7月15日に陸上部顧問との打ち合わせを実施 ※8月1日に合同部活動としてプレ体験会を実施 （陸上部顧問＋WSF指導者）
参加申込 生徒数	41名	59名
参加者内訳	○戸田中ボート部 38／39名 ・1年 12／13名 ・2年 17／17名 ・3年 9／9名 ○戸田中学校でその他の部活動 1名 ○その他の中学校 2名（喜沢中、新曽中）	○戸田中 1年5名 2年6名 3年0名 ○戸田東中 1年8名 2年4名 3年1名 ○美笹中 1年2名 2年3名 3年0名 ○喜沢中 1年2名 2年2名 3年0名 ○新曽中 1年9名 2年4名 3年0名 ○笹日中 1年5名 2年8名 3年0名
指導者 登録数	4名	6名
指導者登録 内訳	・昨年度実証事業から継続の指導者 3名 ・兼職兼業教職員 1名	・ワールドスポーツファミリー指導者 2名 ・兼職兼業教職員 4名 ・部活動指導員 名

説明および報告

(2) 関係者への周知・広報について

- ① 広報とだ10月号への掲載について
- ② 関係者説明会の実施について
- ③ 広報動画の撮影について

広報とだ10月号への掲載について（案）



休日の中学校部活動が終了し、 新たに「地域クラブ」が始まります



問い合わせ先
教育政策室（3322）

全国的な少子化の影響により、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できないことなどから、学校部活動を終了して地域クラブへと活動を展開する「部活動の地域展開」が進んでいます。戸田市でも、種目によっては単独ではチームが組めない状況が出てきており、今後さらに拡大する可能性があります。市では、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術に親しめるよう、令和9年8月で休日の部活動を終了し、令和9年9月から休日は地域クラブとして活動する予定です。

部活動と地域クラブの違いは？

	部活動	地域クラブ
位置付け	学校教育の一環	地域スポーツ、文化活動
指導者	所属校の教師	地域の指導者 ※希望する教職員を含む
参加者	所属校の生徒	市内の同じ種目に参加する生徒 ※種目によっては多世代との交流も含む
活動場所	所属校の施設	市内の学校施設や公共施設など

中学校体育連盟主催の大会や吹奏楽連盟主催のコンクールについては、当面の間はこれまでどおり各学校の部活動として参加する予定です。 ※一定の条件を満たせば、地域クラブからも大会に参加できます。

教えて！地域クラブのよさ

1 ニーズに応じた選択

- ・平日の部活動と同じ種目はもちろん、違う種目も選べます。
- ・通っている学校に関係なく選べます。
- ・「参加する／しない」も自由です。

2 専門的な指導体制

- ・普段から地域クラブ等で活動している指導者や、希望する教職員などが中心となって指導します。
- ・指導者は規定の研修を受講して指導にあたります。

3 他校の生徒との交流

- ・生徒同士が校区を越えて交流できます。
- ・人数が少ない種目でも、他校の生徒と一緒に行うことで、より実践的な活動ができます。

4 これまでにない種目も…！

- ・受け皿となるクラブがあり、ある程度の参加者が見込める場合は、これまでの部活動に無かった種目も選べるようになる可能性があります。

例えばこんなイメージです

	月	火	水	木	金	土	日
学校部活動							
地域クラブ							
野球							
テニス							
吹奏楽							
卓球							

競技力を高めたい！
色々な種目をやってみたい！
休日は自分の時間がほしい！
休日だけでも活動したい！

こんな意見がありました

Q. 休日の部活動に無い種目で、どんな地域クラブがあったらいいと思いますか？

ダンス 美術 弓道 硬式テニス など

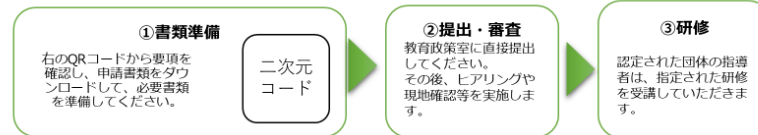
※令和8年 小6～中2対象のアンケート結果より

戸田市認定 地域クラブ 募集開始！

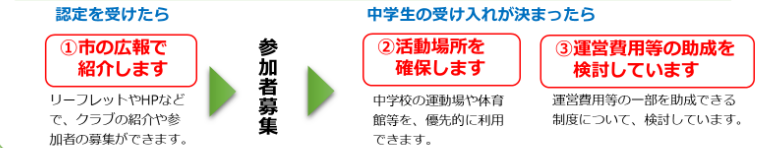
スポーツ・文化芸術活動に関わる団体の皆様へ

戸田市中学校の生徒を対象とする「認定地域クラブ」として活動いただける団体を募集します。
すでに中学生が所属している団体はもちろん、新たに中学生の受け入れを検討している団体や、部活動にない種目の団体からの申請も可能です。

申請から認定までの3ステップ



認定地域クラブへのサポート内容の例



もう少し詳しく知りたいな・・・

説明会に参加してみませんか？

- 地域団体・指導者向け説明会 令和8年〇月〇日（ ）〇〇時～〇〇時
 - 保護者・生徒向け説明会 令和8年〇月〇日（ ）〇〇時～〇〇時
- 開催方法などの詳細は市教育委員会ホームページ等でお知らせいたします。

地域展開に関する最新情報について、詳しくは市教育委員会のホームページをご覧ください。

- 【主な掲載内容】
- ・戸田市認定地域クラブに関すること
- ・検討委員会での検討状況
- ・これまでの実証事業の様子 など

戸田市 部活動



関係者説明会の実施について

○地域団体・指導者向け説明会（予定）

①令和8年10月21日（水）18時～19時 戸田市立教育センター

②令和8年11月 8日（日）10時～11時 戸田市立教育センター

・全体説明後、個別相談会を実施

目的：地域クラブの認定要件や申請方法、認定・活動開始までの流れについて理解を促す

○保護者・生徒向け説明会（予定）

令和8年11月15日（日）10時～11時 Zoomによるオンライン(ウェビナー)開催

・後日、アーカイブ配信を実施

目的：部活動地域展開の趣旨や令和9年度以降の活動イメージについて理解を促す

○各学校へは校長会議を通じて進捗を共有しつつ、引き続き各専門委員長とヒアリングを進める。（11月下旬に学校向け説明会を実施予定）

広報動画の撮影について

- 撮影時期** 令和8年9月12日（土）
- 公開開始** 10月（市ホームページ、Youtube、Jcomで公開）
- 内 容** 事業の概要、実証事業の様子、関係者インタビュー等
- 活用方法**
- ・ 関係者向け説明会での活用（教育委員会）
 - ・ 小・中学校の懇談会や入学説明会での活用（各学校）

協議

(1) 指導者の指導体制の確保について

- ①文化スポーツ財団における 指導者の指導体制の確保について
- ②県取組（指導者育成プログラムの開発・研修実施）について

第8回での協議内容まとめ（文化スポーツ財団が統括を担う可能性）

公益財団法人戸田市文化スポーツ財団の強み

①戸田市との 意思疎通体制の確立

戸田市の外郭団体として
長年にわたり活動



②組織としての 安定性

市の100%出資団体であり、
約45年間、地域のスポーツ・
文化に関する継続的な公共
サービスを提供



③市内団体との 連携と人材育成

スポーツ協会、スポーツ
少年団、市民団体などと
の連携の強化、地域人材
の指導者確保



④実務的な運営で 培った知見

講師確保、金銭管理、
トラブル対応、
関係者との調整などの
運営の知見



⑤既存施設や 施設利用の柔軟性

学校以外の活動場所が
必要な場合、スポーツ
センターや文化会館な
どの調整が比較的容易



⑥公平性の確保

中立・公平な立場で地
域の文化・スポーツの
発展に寄与



上記の強みに加え、**金額面でも民間事業者より価格を安く抑えられる見通し**

- ・公益財団法人のため利益を目的としない
- ・地域とのつながりを活かすため指導者募集の広告費等を抑えられる

- ・受益者負担を低額で抑えるためには金額面も重要ではあるが、「安ければよい」というわけではない。
- ・事業本来の趣旨「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保・充実」のためには、費用の安さだけでなく、**指導者の指導体制をどう担保していくかも重要である。**

⇒文化スポーツ財団より、指導者の指導体制の確保について説明いただく

別紙

- ・ **文化スポーツ財団における指導体制の確保について**
- ・ **戸田市スポーツセンタースポーツ教室一覧**

【確認】地域クラブ活動に関する認定制度について

認定要件④

適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導人材」という。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること



認定地域クラブ活動には、
市町村において登録した「認定地域クラブ活動指導者」が必要

【確認】「認定地域クラブ活動指導者」登録制度①

目的

認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示す

定義

市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶ

登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

【確認】「認定地域クラブ活動指導者」登録制度②

研修

指導者登録に当たって、**市区町村等が定める研修**は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

(1)対象となる研修(研修実施者)

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② **当該市区町村が所在する都道府県が行う研修**
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

 市町村において認定要件を設定する際、指導者登録に必要な研修に県が実施する研修を位置付けることで、独自に研修を行わなくても指導者を登録可能になる。

県の取組（指導者育成プログラムの開発・研修実施）について

目的

「認定地域クラブ活動指導者」の登録要件となっている研修について、市町村が独自に行うことが難しいケースが生じることが予想される。このため、県が研修プログラムを開発して研修を実施し、地域の指導者に研修機会を提供する。

研修修了者を各市町村で「認定地域クラブ活動指導者」として登録することで、認定地域クラブ活動の要件を満たし、部活動地域展開の取組を加速させる。

実施内容

○動画コンテンツの制作・配信



○理解度確認テストの実施



○対面研修の実施



○修了証の発行



研修メニュー(予定含む)

○動画研修

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| ①スポーツ・文化芸術活動の意義、仲間の大切さ | ⑧女子生徒の健康課題への配慮 |
| ②コンプライアンスの徹底、体罰ハラスメント及び不適切行為の根絶 | ⑨障害のある生徒等への配慮 |
| ③指導者の役割と心構え | ⑩生徒に対する安全・外傷(障害)予防に関する知識と技能の指導 |
| ④生徒同士の暴言・暴力・いじめ等の防止 | ⑪安全管理のための活動計画立案と施設・用具の管理 |
| ⑤中学生時期の心身の発育発達 | ⑫救急措置・事故対応 |
| ⑥IT／デジタル技術の活用 | ⑬保護者等への対応 |
| ⑦主体的な態度を生む目標の設定、評価やフィードバック | ⑭学校と地域の連携 |

⇒ガイドラインで示された「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」に準拠

○対面研修

例. 救急対応実習(AED使用、心肺蘇生法 など)

ロールプレイ(地域・保護者からの苦情対応、生徒間トラブル対応 など)

※令和9年1月～3月に
研修の提供が開始される

協議（１）指導者の指導体制の確保について

○協議の視点

- ・文化スポーツ財団の指導体制や県の指導者研修体制を踏まえ、以下の「戸田市認定地域クラブ活動認定要件確認書④」に、国の様式に加えて特記すべき点はあるか。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
 - ☐ 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること
 - ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること
- ※ 1 複数の指導人材が活動に携わるのが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

※ 2 学生（大学生・専門学校生等）が指導人材となることも想定されるが、学生のための指導体制は認められない。1年以上の指導歴または社会人経験等を有し、現場責任を負える者が必ず1名以上含まれる体制とすること。

協議

(2) 認定地域クラブの認定スキームについて

地域クラブの認定要件について（確認）

認定要件

 ①教育的意義	学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動 に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
 ②活動時間・休養日	適切な活動時間や休養日が設定されていること
 ③参加費等	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 ④指導体制	適切な指導の実施体制が確保されていること
 ⑤安全確保	適切な安全確保の体制が確保されていること
 ⑥運営体制	適切な運営体制が確保されていること
 ⑦学校との連携	学校等との連携が適切に行われていること

【第6回（R8.1月）検討委員会での意見】

- ①認定までの手順を分かりやすく示してほしい
- ②認定を受けるメリットを示してほしい

認定までの手順と認定を受けるメリットについて

戸田市認定 地域クラブ 募集開始！

スポーツ・文化芸術活動に関わる団体の皆様へ

戸田市立中学校の生徒を対象とする「認定地域クラブ」として活動いただける団体を募集します。
すでに中学生が所属している団体はもちろん、新たに中学生の受け入れを検討している団体や、部活動にない種目の団体からの申請も可能です。

申請から認定までの3ステップ

①書類準備

右のQRコードから要項を確認し、申請書類をダウンロードして、必要書類を準備してください。

二次元
コード

②提出・審査

教育政策室に直接提出してください。
その後、ヒアリングや現地確認等を実施します。

③研修

認定された団体の指導者は、指定された研修を受講していただきます。

認定地域クラブへのサポート内容の例

認定を受けたら

①市の広報で紹介します

リーフレットやHPなどで、クラブの紹介や参加者の募集ができます。

参加者募集

中学生の受け入れが決まったら

②活動場所を確保します

中学校の運動場や体育館等を、優先的に利用できます。

③運営費用等の助成を検討しています

運営費用等の一部を助成できる制度について、検討しています。

【申請促進のための働きかけ】

- ①昨年度、アンケートに回答いただいた団体等に一斉メールで周知
- ②全体説明会を10月に2回実施（全体説明後、個別相談）
- ③認定に関するQ&AをHPに掲載

【認定・見届けに関する対応】

- ①事前のヒアリングを行う
- ②必要に応じて現地調査（活動状況の確認）を行う
- ③認定後も月1回程度のモニタリングを行う

協議（２）認定地域クラブの認定スキームについて

別紙

- ・戸田市認定地域クラブ活動の認定に係る要綱（案）P1~3
- ・戸田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（案）P4~8
- ・戸田市認定地域クラブ活動認定確認書（案）P9~11

【今後の流れ】

国が示すひな型に基づき、戸田市版の要綱（案）を別紙のとおり作成。

- ①市独自に設定した部分（黄色マーカー部分）を中心に、内容を確認する。
- ②いただいた意見は、必要に応じて加筆・修正または「認定に関するQ&A」にまとめる。
- ③9月中に施行し、ホームページに掲載する。10月から募集を開始する。

○協議の視点

- ・地域クラブの視点から、申請時において障壁となる点はないか。
- ・認定の要綱や確認書等の策定にあたって、国の要件に加えて特記すべき点はあるか。

令和8年度
戸田市

スポーツセンター スポーツ教室

取
集
講
生

スポーツセンターでは、屋内・屋外の充実した施設を利用し、
幅広い内容のスポーツ教室を開催しています。

お子様からシニアまでどなたでもご参加いただけますので、
気になるスポーツ教室を探してみてください。

欠員のある教室は毎月追加募集をしているため、
途中からの参加も可能です♪(一部教室を除く)



詳細はこちら

2026年度版

令和8年度4月からのスポーツ教室 新規募集要項

申込期間

令和8年2月1日⑨時～2月14日②24時

※ただし、2月12日(木)は休場日

注1) 窓口申込は混雑状況によりお待たせする場合がございます。お時間には余裕を持ってお越しください。

注2) 市外の方も申込可能ですが、戸田市民優先の上、抽選となります。申込方法については市内在住者と同様になります。

注3) 新規募集のみ繰上抽選を実施します。詳細は新規募集の当落メールにてご確認ください。

欠員の出た教室は
3月5日⑨～3月12日⑨に
追加募集を実施します！

※4月以降も欠員の出た教室は12日～
18日頃に毎月追加募集を行います。
詳しくはHPをご確認ください。

申込の流れ

WEB(PC・スマホ)からの申込み

1 会員登録



会員登録がまだの方はこちらから登録をしてください。

<https://toda-spc.payhub.jp/login>

2 教室抽選申込 (1人3教室まで)

会員登録完了後、マイページ右上「教室一覧」より、ご希望の教室に抽選申込をしてください。

3 抽選結果確認

2月16日(月)に順次抽選結果を送信します。マイページからも抽選結果を確認できます。マイページ「申込状況」よりご確認ください。

4 支払方法選択と受講料支払い

当選の方はマイページの「申込状況」➡入金状況の『支払方法選択』より、2月22日(日)までに当選教室の支払方法を選択してください。コンビニを選択した場合、期日までにお支払いください。クレジットは即日決済いたします。



❗ 期日を過ぎますと当選が無効となります

5 4月から教室参加&翌月以降の支払い手続き

日程表をご確認いただき、4月から教室にご参加ください。持ち物などは日程表裏面に記載がございます。

翌月以降の支払い

- コンビニ：毎月手続きが必要です。毎月14日にご案内メールを送信しますので、マイページより20日までに申込教室毎にコンビニを選択し、期日までにお支払いください。
- クレジット：毎月27日に自動決済いたします。

窓口での申込み

1 申込書記入 (1人3教室まで)

「教室抽選申込書」に必要事項を記入し、窓口提出してください。

2 抽選番号付与

抽選番号を付与した申込書の控えをお渡しします。抽選結果まで番号は失くさずに保管してください。

3 抽選結果確認

2月17日(火)から23日(月)までロビーに当選番号を掲示します。当選されましたら窓口で払込票を受け取ってください。

4 セブンイレブンで受講料支払い



2月23日(月)までに払込票に記載のある、支払い番号をセブンイレブンのレジで伝えて現金でお支払いください。

5 4月から教室参加&翌月以降の支払い手続き

日程表をご確認いただき、4月から教室にご参加ください。持ち物などは日程表裏面に記載がございます。

翌月以降の支払い

毎月14日から27日までにスポーツセンター窓口にて払込票を受け取り、期日までにセブンイレブンにてお支払いください。

戸田市スポーツセンター

〈公益財団法人戸田市文化スポーツ財団〉

TEL 048-443-3523 FAX 048-446-1369

〒335-0021 埼玉県戸田市新曽1286番地 (JR埼京線戸田駅西口下車徒歩7分)

スポーツセンターホームページ <https://toda-zaidan.org/sportscenter>

人気のスポーツ教室を紹介します♪

スポーツ教室は見学も可能です。お気軽にお問い合わせください。



テニス教室

こども～シニア向けにレベル別での教室を展開しています。小学生は屋内実施で天気を気にせずにテニスを楽しむことができます。大人は夜間教室もあるため、お仕事終わりにもご参加いただけます。



クラス分けが特にないので上手い人と打ち合えたり、わきあいあいとした雰囲気でもとても楽しくテニスができてます。
(おとなテニス受講生)



ダンス教室

大人向けのザ・ダンス教室、子供向けにヒップホップ教室とブレイキン教室があり、様々なジャンルのダンスをお楽しみいただけます。

特にヒップホップ教室は今年度よりレベル別のクラスとなり、より参加しやすくなりました♪

広々としたスペースでしっかりダンスを教えてくれて良いと思いました。
(こどもダンス保護者)



スイミング教室

こども～シニアまで多くの方に人気のあるスイミング教室。昨年度より一部教室のスポット利用も実施し、より気軽にご参加いただけるようになりました。

初めての習い事にスイミング教室はいかがでしょうか？

※スポット利用については、スポーツセンターHPをご覧ください。



優しく楽しい指導を心掛けています。
皆様のご参加をお待ちしています！

しっかりと教えてくださっていて、先生も優しいので子供を安心して通わせられています。(こどもスイミング保護者)



例年、2月と6月に一部教室の体験会を実施しています。
詳細はスポーツセンターHPをご覧ください。



こども水泳教室 (年間40回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1カ月分・税込)
	幼児スイミング 月	25人	月	16:00～16:50	年少～年長	レベル別に3班に分かれて練習します。初めての 子は水慣れからスタートし、徐々に顔付けやポビ ング・けのびなど泳ぎの基礎をメインに練習して いきます。比較的初めての子どもも多く、水を楽しんで もらえるように指導をします。	5,440円
	幼児スイミング 火	25人	火	15:00～15:50			
	幼児スイミング 木	25人	木	16:00～16:50			
	幼児スイミング 金	25人	金	15:00～15:50			
	幼児スイミング 土	25人	土				
	キッズスイミング 月	25人	月	17:00～17:50	年長～小学2年生	レベル別に3班に分かれて練習します。水慣れから スタートし、顔付けや水中ジャンプから、キック練 習・クロールなど、徐々に泳ぎの練習をしていき ます。クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライの順 に4泳法25M完泳を目指します。水慣れ（ポビ ングや水中ジャンプ）やけのび級を練習する子が多 く、少しずつ泳ぎの楽しさを指導していきます。	
	キッズスイミング 火	25人	火	16:00～16:50			
	キッズスイミング 木	25人	木	17:00～17:50			
	キッズスイミング 金	25人	金	16:00～16:50			
	キッズスイミング 土	25人	土				
	ジュニアスイミング 月	30人	月	18:00～18:50	小学1～6年生	レベル別に3班に分かれて練習します。水慣れ・水 中ジャンプなど、水泳の基礎の部分からスタート し、徐々に泳ぎの練習をしていきます。級毎に練 習を重ね、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ の順に4泳法25M完泳を目指します。泳ぎの練習 をメインに、個々に合わせた指導をしていきます。 泳げない子も水慣れから徐々に泳ぎの練習をし ます。 ジュニア2はクロールから始まり、4泳法の練習を メインに指導します。25m完泳後はタイム測定な ども行います。	
	ジュニアスイミング 火1	30人	火	17:00～17:50			
★	ジュニアスイミング 火2	25人	火	18:00～18:50			
	ジュニアスイミング 木	30人	木				
	ジュニアスイミング 金1	30人	金	17:00～17:50			
★	ジュニアスイミング 金2	25人	金	18:00～18:50			
	ジュニアスイミング 土1	30人	土	17:00～17:50			
★	ジュニアスイミング 土2	25人	土	18:00～18:50			

★ ジュニアスイミング2は赤級以上の子どもを対象としています。赤級とはワッペンが赤色であることを指します。受講が初めてのの方は2以外にお申込みください。

※水泳教室はおむつが取れている子どもが対象です。

おとな水泳教室 (年間40回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1カ月分・税込)
	シニアスイミング 月	20人	月	9:30～10:20	60歳以上	2班に分かれて練習します。初めてのの方は、水慣 れから始まり短い距離を泳ぎます。泳げる方は 25M4泳法を練習していきます。	5,500円
	シニアスイミング 金	20人	金				
	水中ウォーキング&ストレッチ 月	20人	月	10:30～11:20	16歳以上	ウォーキングをメインに主に足のストレッチを行 います。適度な運動量でしっかりと体をほぐし、リ ラックスしましょう。	
●	アクアエクササイズ 木	25人	木	10:30～11:15		音楽に合わせてシンプルな動きで全身を動か します。水中ウォーキングも取り入れながら体力、 シェイプアップを目指します。	
★	一般スイミング (年間36回) 金	15人	金	10:30～11:20	16歳以上 (息継ぎクロールで 10m以上泳げる方)	2班に分かれて練習します。泳げる方もブランク のある方でも、一緒にご自身の泳力を伸ばして いきましょう。	6,080円

● アクアエクササイズ教室は25mプール（水深1.35m）で実施します。赤台は使用しないため顔に水がかかりやすいことを予めご了承ください。

★ 一般スイミングは、スポット利用が可能です。詳細は戸田市スポーツセンターホームページをご確認ください。

球技教室 (年間40回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1カ月分・税込)
●	ジュニア卓球 金	30人	金	17:30～18:45	小学3～6年生	小学生の初心者対象です。楽しく卓球を学びま す。	3,790円
★	幼児サッカー 月	25人	月	15:50～16:40	年中・年長	ボールに親しみ楽しく体を動かすクラスです。ドリ ブル練習、シュート練習、様々な走り方の練習を行 い、サッカーに楽しく取り組みます。ミニゲームで 競争心を養いつつ、技術向上も目指します。	
★	ジュニアサッカー 月	35人	月	16:45～17:55	小学1～3年生		

● ジュニア卓球教室は、入会初月のみラケットの無料貸出があります。

★ サッカー教室は屋内（第1競技場）にて実施となります。

こどもテニス教室 (年間36回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1ヵ月分・税込)
●	幼児テニス 火	20人	火	15:30～16:30	年中・年長	柔らかいスポンジボールを使用し、遊びながらテニスに親しむクラスです。コーディネーション能力を高めるために、様々な成功や失敗の経験を通して、楽しみながら心と身体の発達を促します。	3,450円
●	ジュニアテニス ビギナーA 火	25人	火	16:40～17:40	小学1～3年生	小学生の初心者向けのクラスです。キッズ用ボールを使用してラケットや体の正しい使い方から指導していきます。	
●	ジュニアテニス ビギナーA 金	25人	金				
●	ジュニアテニス ビギナーB 火	30人	火	17:50～18:50	小学4～6年生	キッズ用ボールを使用し指導します。ボールがしっかり打ててラリーが続けられること、簡単なゲームができることが目標です。	
●	ジュニアテニス ビギナーB 金	30人	金				
★	ジュニアテニス ミドルクラス	18人	月・木・金	17:00～19:00	小学2～6年生	よりレベルアップしたい方向向けのクラスです。ミドルクラスは中級者、ハイクラスは上級者向け。	8,500円
★	ジュニアテニス ハイクラス	18人	月～金		小学2～中学3年生		13,500円

- 幼児テニス・ジュニアテニスビギナーA・Bは屋内(第1競技場)にて実施となります。ラケットの無料貸出があります。
- ★ ジュニアテニスミドル・ハイクラスは一般公募はしていません。詳細はスポーツセンターまでお問い合わせください。

おとなテニス教室 (年間36回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1ヵ月分・税込)
●★	初級硬式テニス 月 	30人	月	9:30～11:00	16歳以上	初心者を対象としたクラスです。簡単なボール遊びから始めます。基礎技術不足を感じている経験者にもおすすめです。	3,620円
●★	初級硬式テニス 火 	30人	火				
●★	初級硬式テニス 木 	30人	木				
★	中級硬式テニス 月	30人	月	11:15～12:45	16歳以上 (ラリーが5回以上続く、かつサーブが5本中3本入る方)	中級者を対象としたクラスです。基礎的な球出し練習やラリー練習に加え、ネットプレーなど試合形式に活かせる技術・戦術も練習していきます。	
★	中級硬式テニス 火	30人	火				
★	中・上級硬式テニス 火	25人	火	13:30～15:00	16歳以上 (過去に中・上級又は上級を受講された方、又はコーチから受講許可の出した方)	中・上級者を対象としたクラスです。より試合形式を意識した練習を行ないます。試合形式で相手との駆け引きを楽しみたいという方におすすめです。	3,770円
★	中・上級硬式テニス 木	25人	木	11:15～12:45			
★	上級硬式テニス 月	25人	月	13:30～15:00	上級者を対象としたクラスです。試合形式の練習をメインに指導します。クラスの初めに技術的な共通テーマを掲げ、ラリー練習や試合形式の練習に活かせるように工夫しています。		
●	初級硬式テニス 月夜	16人	月	19:00～20:30	16歳以上	ナイターを使用した夜間開催のクラスです。基礎的な技術を主に練習しています。初めての方、久しぶりにテニスを始める方におすすめです。	3,770円
●	初級硬式テニス 木夜	16人	木				
★	シニア硬式テニス 木 	30人	木	13:30～15:00	60歳以上	60歳以上の初級・中級のレベルの方に、体力に応じて楽しんでいただけるクラスです。	3,450円
★	スキルアップ硬式テニス 金 	16人	金		50歳以上	体力だけに頼らず、技術力をアップしてテニスをより楽しむためのクラスです。経験者のブラッシュアップにも最適です。	3,620円

- 初級硬式テニス教室は、入会初月のみラケットの無料貸出があります。
- ★ 7・8月のおとなテニス教室(夜間を除く)は、天候にかかわらず屋内(第1競技場)にて教室を実施します。

武道教室 (年間80回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1ヵ月分・税込)
★	剣道(週2回) 木土	40人	木 土	18:30～20:00 16:00～17:30	小学1～6年生	初・中級者対象。足さばきや素振りから、面をつけての基本打ち、打ち込み稽古など基礎から指導していきます。また、経験豊富な講師のもと、練度上達だけでなく、人としての成長ができるよう礼儀作法も指導していきます。	4,800円
★	空手道(週2回) 火金	40人	火金	18:30～20:00	小学1年生～おとな	子ども・大人、初心者・経験者どなたでもご入会いただけます。経験豊富な講師陣が、基礎から高度な技まで、皆様の目標に沿った指導をし、上達をサポートします。	
★	柔道(週2回) 火土	40人	火土	18:30～20:00	小学1～6年生	初心者～上級者対象。技術面だけではなく、礼法や相手を尊重する態度を重視し指導します。	
●	弓道(9月～11月のみ) 土	15人	土	9:15～10:45	18歳以上	初心者対象。弓道を基礎から学べます。	3,500円

- ★ 剣道・空手道・柔道教室は指導の関係上、3か月ごとの募集となります。(新規募集の後は、3・6・9・12月に追加募集)
- 弓道教室は9～11月までの計10回教室となり、途中入会／退会はできません。抽選申込受付期間は8/12～8/18を予定しております。



- 教室の日程についてはスポーツセンターホームページでご確認ください。
- 1ヵ月分の受講料は年間の開催回数を12ヵ月で割った料金です。月によって開催回数が異なりますが、料金は一律ですのでご了承ください。
- すべての教室の受講料には「スポーツ安全協会保険加入料」を含みます。
- 水泳教室のみ別途水泳キャップ代が掛かります。
- 対象年齢は令和8年度の年度末年齢となります。

こども体操教室 (年間40回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1カ月分・税込)
	幼児体操 A 月	16 人	月	15:00 ～ 15:50	年少・年中	マット・跳び箱・鉄棒・平均台・トランポリンなど 幼児向けの運動で楽しく体を動かしましょう。 バランス感覚を鍛えるところからスタートします ので、気軽にご参加いただけます。	3,790 円
	幼児体操 A 木	16 人	木				
	幼児体操 A 土	16 人	土	14:00 ～ 14:50			
	幼児体操 B 月	18 人	月	16:00 ～ 16:50	年中・年長		
	幼児体操 B 木	18 人	木				
	幼児体操 B 土	18 人	土				
	ジュニア体操 A 火	18 人	火	16:30 ～ 17:20	小学 1 ～ 2 年生	マット・跳び箱・鉄棒・平均台・トランポリンなど小学 生向けの器械運動を優しく指導します。 体幹強化や運動能力の向上が期待できます。	
	ジュニア体操 A 土	18 人	土	16:00 ～ 16:50	小学 3 ～ 6 年生		
	ジュニア体操 B 金	18 人	金	16:30 ～ 17:20			
	ジュニア体操 B 土	18 人	土	17:00 ～ 17:50			
	ジュニアヒップホップダンスビギナー 月 	20 人	月	17:10 ～ 18:00	小学 1 ～ 6 年生	小学生を対象とした、リズムに合わせてダンスを 楽しむクラスです。J-POPをはじめ、流行曲も踊 ります。ビギナーは基礎からしっかりと、ベーシッ クは難しい振り付けにもチャレンジできます。ハ ロウィンでは仮装して踊ったり、クリスマスにはサ ンタさんの衣装で踊りました！	
	ジュニアヒップホップダンスビギナー 土 	20 人	土	14:00 ～ 14:50	※ヒップホップ未経験 ～1年未満		
▲	ジュニアヒップホップダンスベーシック 月	20 人	月	18:05 ～ 18:55	小学 1 ～ 6 年生		
▲	ジュニアヒップホップダンスベーシック 土	20 人	土	14:55 ～ 15:45	※ヒップホップ経験1年以上 もしくは、ビギナーを受講し 講師から許可の出た方		
	ジュニアブレイキン 火	25 人	火	17:10 ～ 18:00	小学 2 ～ 6 年生	トップロックや六歩、チェアなどブレイキンの 基礎的な部分から指導していきます。	
★	幼児かけっこ 木	20 人	木	15:30 ～ 16:20	年中・年長	幼児期に経験しておきたい動作・コーディネー ショントレーニングを中心に、すべての運動の基 礎となるかけっこを楽しく学びます。	

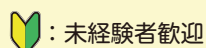
▲ ジュニアヒップホップダンスベーシック教室は、過去に同教室の受講経験がある方、または、ビギナーを受講し講師から受講許可の出た方が対象です。

★ 幼児かけっこ教室は、屋内（第1競技場）で実施します。

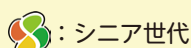
おとな体操教室 (年間40回)

	教室名	定員	曜日	時間	対象	内容	受講料 (1カ月分・税込)
	リラックス体操	30人	月	9:50～10:50	60歳以上	ウォーキング・ストレッチ・下半身運動など全身を使うプログラムです。無理のない健康維持と元気な体づくりを目指します。	4,020円
	リラックス体操	30人	木	9:20～10:20			
	ファイトエクササイズ	30人	月	19:10～20:00	16歳以上の女性	オリジナルのシャドーボクシングを取り入れた全身運動です。より燃焼したい方におすすめです。	
	骨盤体操	25人	火	9:50～10:50		骨盤周りの筋肉を動かすことにより、体を調整し歪みを整え、肩こり・腰痛改善を目指します。	
	ストレッチ&リラクゼーション	25人	木	9:10～10:10		生活習慣によって偏った身体の使い方を改善して行く為のストレッチとトレーニングを行います。	
	ザ・ダンス	30人	木	10:20～11:50		HIP HOP、R&B、FUNK、JAZZなど毎月変わる音楽で身体の使い方・音の聞き方をレクチャーします。様々なジャンルのリズムダンスに楽しみながら触れていくクラスです。	
★	ピラティス ビギナー (ピラティス経験2年未満)	20人	木	10:30～11:15	16歳以上の女性 (胸式ラテラル呼吸、 仰臥位のニュートラル ポジションを理解 している方)	ピラティスの基本的な呼吸法を習得しながら、体幹強化、ケガのない姿勢作りの為のトレーニングを無理なく行います。	4,600円
★	ピラティス ベーシック (ピラティス経験2年以上)	20人	木	11:30～12:15			
	シニア健康体操	20人	木	13:00～13:50	65歳以上	肩・腰・足を中心に動かす体操により、体力低下を防ぎ、健康な体づくりを目指します。	3,790円
	エアロビクス	30人	土	18:00～19:00	16歳以上	音楽にあわせて、様々な動作を行う有酸素運動プログラムです。	4,020円
	ボディーコンディショニング	30人	土	19:10～20:00		ヨガ・ストレッチ・体幹トレーニングを通して、柔軟な身体を作ります。	

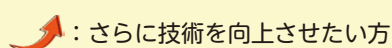
★ ピラティス教室は指導の関係上、3か月ごとの募集となります。(新規募集の後は、3月・6月・9月・12月に追加募集)



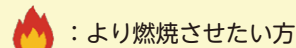
：未経験者歓迎



：シニア世代



：さらに技術を向上させたい方



：より燃焼させたい方

文化スポーツ財団における 指導体制の確保について

①信頼性の高い地域関係団体との連携

NPO等、市内における専門性の高い関係団体をはじめ、スポーツ協会加盟協会・連盟等へ派遣依頼しています。これにより技術力・指導マナーともに信頼できる人材を安定して確保しています。

指導依頼団体例

- ・ NPO法人WorldSportsFamily
（デカキッズ運営）
- ・ NPO法人戸田スポーツクラブ
- ・ 戸田市卓球連盟
- ・ 戸田市剣道連盟
- ・ 戸田市柔道連盟 など…



文化スポーツ財団における 指導体制の確保について

②指導経歴等の事前把握

派遣元業者・個人講師に、過去の指導実績、保有資格を明記した「指導者名簿」及び「経歴書」の提出を義務付けています。



③受講者満足度・フィードバックの反映

令和7年度スポーツ教室受講生
アンケート集計実績

満足度 **90%**

スポーツ教室の運営主体として、受講生を対象としたアンケート調査を定期的を実施。
改善点を講師へフィードバックし、指導内容のアップデートや安全面への配慮などに反映させています。



戸田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、戸田市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 戸田市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
- 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 六 適切な運営体制が確保されていること
- 七 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、第4条に規定する審査において判断する。

3 第1項第四号に規定する指導者の登録及び研修等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（認定申請）

第3条 戸田市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、戸田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、戸田市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書に記載のある添付書類を戸田市教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 戸田市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 戸田市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 戸田市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って

地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「戸田市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 戸田市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、戸田市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 戸田市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、戸田市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 戸田市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末まで（3年間）とする。ただし、第10条に示す認定の取り消しがあった場合には、取り消し日時点までとする。

(変更の届出)

第7条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、戸田市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により戸田市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、休止を予定する日から2ヶ月前までに戸田市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により戸田市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに戸田市教育委員会に連絡の上、廃止を予定する日から2ヶ月前までに戸田市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により戸田市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 戸田市教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

四 犯罪行為その他公序良俗に反する行為、又は戸田市認定地域クラブ活動の信用を著しく傷つける行為があったとき

五 その他、戸田市教育委員会が認定を取り消すことが適当であると認めるとき

2 戸田市教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、戸田市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（戸田市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 戸田市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、戸田市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（戸田市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 戸田市教育委員会は、戸田市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- 四 その他、戸田市教育委員会が定める支援

（活動の報告）

第13条 戸田市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、毎年度の活動終了後（又は各年度の3月末日まで）に、当該年度の活動実績、収支状況等について、指定の様式により、戸田市教育委員会に報告しなければならない。

2 戸田市教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、運営団体・実施主体に対し、随時活動の状況に関する報告を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 本要綱は、令和8年9月 日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度末までの間は、戸田市教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、その一部を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

令和 年 月 日

戸田市教育委員会 御中

団体名
代表者氏名

戸田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（案）

戸田市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「戸田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 3 条第 1 項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 戸田市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 戸田市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

添付書類

- ☐ 団体概要（別紙 1）
- ☐ 指導者一覧（別紙 2）
- ☐ 戸田市認定地域クラブ活動指導者登録申請書・誓約書（別紙 3－1・3－2）
（指導者の人数分）
- ☐ 戸田市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第 2 号）
- ☐ 団体の規約または会則等
- ☐ 地域クラブ活動の活動計画書
- ☐ 地域クラブ活動に係る収支計画書
（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

別紙1 団体概要

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	申請日時点の参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	受入対象生徒の性別	☐ 男子のみ ☐ 女子のみ ☐ 男女は問わない
9	受入可能人数	名程度
10	受入対象区域（エリア） ※複数選択可	☐ 市内全域 ☐ 戸田中学校区 ☐ 戸田東中学校区 ☐ 美笹中学校区 ☐ 喜沢中学校区 ☐ 新曽中学校区 ☐ 笹目中学校区
11	普段の活動日及び活動 時間・活動場所	普段の活動日： 活動時間： 活動場所：
12	休日の活動で希望する 活動日及び活動時間及 び活動場所 ※複数選択可	☐ 土曜日 ☐ 日曜日 ☐ 祝日 ☐ いつでもよい ☐ 8:00～11:00 ☐ 11:00～14:00 ☐ 14:00～17:00 ☐ 時間は問わない ☐ その他（ ） ☐ 戸田中学校 ☐ 戸田東中学校 ☐ 美笹中学校 ☐ 喜沢中学校 ☐ 新曽中学校 ☐ 笹目中学校 ☐ どこでも可 ☐ 団体で独自に活動場所を確保できる ☐ その他（ ）
13	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
14	参加にあたっての条件等 （用意が必要な道具等）	
15	クラブに関する情報 （HP・SNS等）	
16	備考	

別紙2 団体指導者一覧

No	氏名	年齢 ※記載日時点	競技等の 活動歴 (年)	競技等の 指導歴 (年)	登録申請書・ 誓約書の提出	指定する 研修の 受講
例	戸田 太郎	45	10	5	○	☒ 受講済 ☐ 受講予定
例	戸田 花子	30	5	3	○	☐ 受講済 ☒ 受講予定
1						☐ 受講済 ☐ 受講予定
2						☐ 受講済 ☐ 受講予定
3						☐ 受講済 ☐ 受講予定
4						☐ 受講済 ☐ 受講予定
5						☐ 受講済 ☐ 受講予定
6						☐ 受講済 ☐ 受講予定
7						☐ 受講済 ☐ 受講予定
8						☐ 受講済 ☐ 受講予定
9						☐ 受講済 ☐ 受講予定
10						☐ 受講済 ☐ 受講予定
11						☐ 受講済 ☐ 受講予定
12						☐ 受講済 ☐ 受講予定
13						☐ 受講済 ☐ 受講予定
14						☐ 受講済 ☐ 受講予定
15						☐ 受講済 ☐ 受講予定

戸田市認定地域クラブ活動指導者登録申請書

申請日：令和 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名		年 齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住 所					
連 絡 先	TEL : 日中連絡のとれる番号を記載 E-mail :				
勤 務 先	勤務先名称 : 勤務先住所 :				
勤務先からの承認	☐ 了済済み ☐ これから確認する ☐ 事業主のため確認不用 ☐ その他 ()				
指導可能な競技等					
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	○○クラブ ●●年 (xx 年 xx 月～xx 年 xx 月)			
	指導団体・年数	××クラブ ●●年 (xx 年 xx 月～xx 年 xx 月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
指導可能地域 ※該当するものすべてに☑	☐ 市内全域 ☐ 戸田中学校区 ☐ 戸田東中学校区 ☐ 美笹中学校区 ☐ 喜沢中学校区 ☐ 新曽中学校区 ☐ 笹目中学校区				
指導可能時間帯	☐ 土曜午前 ☐ 土曜午後 ☐ 日曜午前 ☐ 日曜午後 ☐ 祝日				
応募動機					

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

戸田市認定地域クラブ活動認定要件確認書（案）

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 市内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう休日は土曜日及び日曜日の1日以上を休養日とすること。休日の活動時間は1日3時間程度以内とし、その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1※2}

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、ホームページへの掲載、書面の配布、連絡アプリでの配信等により、共有・公開していること

※1 活動を想定する休日とは「土曜日、日曜日または祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）」のことを指す。祝日等で連休となる場合も、生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう配慮し、活動日の調整を行う。

※2 週末に地域クラブの大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に

応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※¹※²

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

※² 学生（大学生・専門学校生等）が指導人材となることも想定されるが、学生のための指導体制は認められない。1年以上の指導歴または社会人経験等を有し、現場責任を負える者が必ず1名以上含まれる体制とすること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等※¹を作成し、ホームページへの掲載、書面の配布、連絡アプリでの配信等により、共有・公開していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴
- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
- ☐ 活動の持続的・安定的な運営及び集団活動としての質の向上を図るため、原則として5名以上の中学生の参加が見込まれること。

- ※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。
- ※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。
- ※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
- ※4 市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²
- ☐ 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと
- ※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。
- ※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

令和 年 月 日

戸田市教育委員会 御中

団体名
代表者氏名